

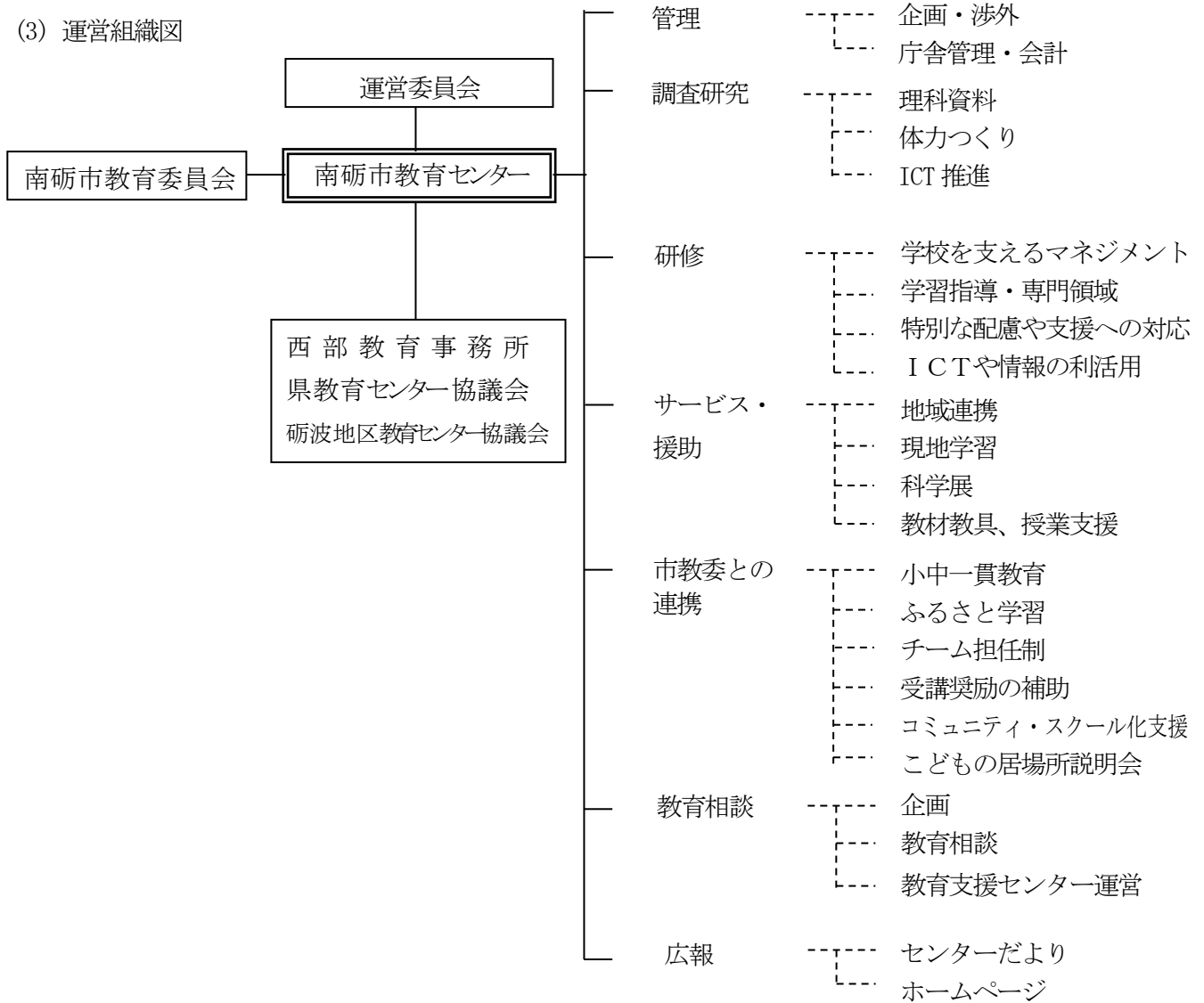
令和8年度 南砺市教育センター要覧

- 1 名称 南砺市教育センター
- 2 所在地 〒939-1692
富山県南砺市荒木1550番地
電話 0763-23-2031 相談専用 0763-52-6315
内線 2940、2941、2942 FAX 0763-52-6350
E-mail nanto-ec@nanto.ed.jp
- 3 沿革
- 昭和37.1 福光町立理科教育センター設置
38.4 福野町理科教育センター、平区域理科教育センター、利賀村理科教育センター設置
39.4 井波町理科教育センター、城端町理科教育センター、井口村立理科教育センター設置
42～平成5 各センターの名称を理科教育センターから教育センターに変更
平成16.11.1 町村合併により7教育センターを廃止し、南砺市教育センターを井波小学校内に設置
南砺市教育センター条例を定める。
適応指導教室「いおう教室」が教育センターの所管となる。
平成17.4.1 南砺市教育センターを南砺市役所井波庁舎内に移転
ホームページ開設
平成18.4.1 南砺市適応指導教室設置要綱を定める。
平成20.4.1 スクールソーシャルワーカー事業を国庫補助で行う。
平成21.4.1 スクールソーシャルワーカー事業を南砺市単独の事業として行う。
平成26.4.1 特別支援コーディネーター事業を南砺市単独の事業として行う。
令和2.7.1 南砺市役所庁舎統合にともない、南砺市教育センターを南砺市役所別館内に移転
令和3.4.1 市教委との連携事業として、小中一貫教育・ふるさと学習・チーム担任制を行う。
令和5.4.1 適応指導教室「いおう教室」から、教育支援センター「いおう教室」に名称を変更する。
令和7.9.1 教育支援センター「いおう教室」を南砺市城端市民センター2階に移転
- 4 運営方針
- (1) 南砺市学校教育発展のための研究・研修を行う。
(2) 市内幼・保・小・中・義務教育学校の教育活動実践の充実に寄与する。
- 5 運営の重点
- (1) 年齢層に応じた教職員の指導力向上を目指した現職研修を推進する。また、県総合教育センターとの連携や砺波地区教育センター協議会との協業による研修を推進する。
(2) 不登校及び学校不適応等の特別な支援を必要とする児童生徒の支援や教育相談の充実を図る。
(3) 学習指導の改善に資するための資料や授業支援、情報提供等の援助活動を推進する。
(4) 委員会が中心になり、教材・資料等の開発に努め、教育現場での活用に資する。
- 6 運営組織
- (1) 所員
- | | | | |
|-----------------|--------|--------|-------|
| 所長 | 島田 美和 | | |
| 指導主事 | 眞田 裕人 | | |
| 助手 | 高田 美由紀 | | |
| 教育指導員（教育支援センター） | 松村 朝美 | 中山 登 | 西村 美勝 |
| | 水口 千裕 | 中島 明日香 | |
| スクールソーシャルワーカー | 島田 博英 | 吉田 美司子 | |
| 特別支援教育コーディネーター | 島田 博英 | 岡崎 優子 | |
| ITCE | 林 秀次 | | |

(2) 運営委員

- | | |
|---------------------|---------------------|
| 松本 謙一 (教育長) | 氏家 智伸 (教育部長) |
| 片田 健一 (教育総務課長) | 金谷 諭 (教育総務課 副参事) |
| 小谷 篤史 (教育総務課 主幹) | |
| 酒井由美子 (市小学校長会長) | 藪口 義裕 (市中学校長会長) |
| 高田 篤志 (市小学校教育研究会会長) | 吉田 圭吾 (市中学校教育研究会会長) |
| 山本 哲也 (市小学校教頭会長) | 下村 知絵 (市中学校教頭会長) |
| 島田 美和 (教育センター所長) | |

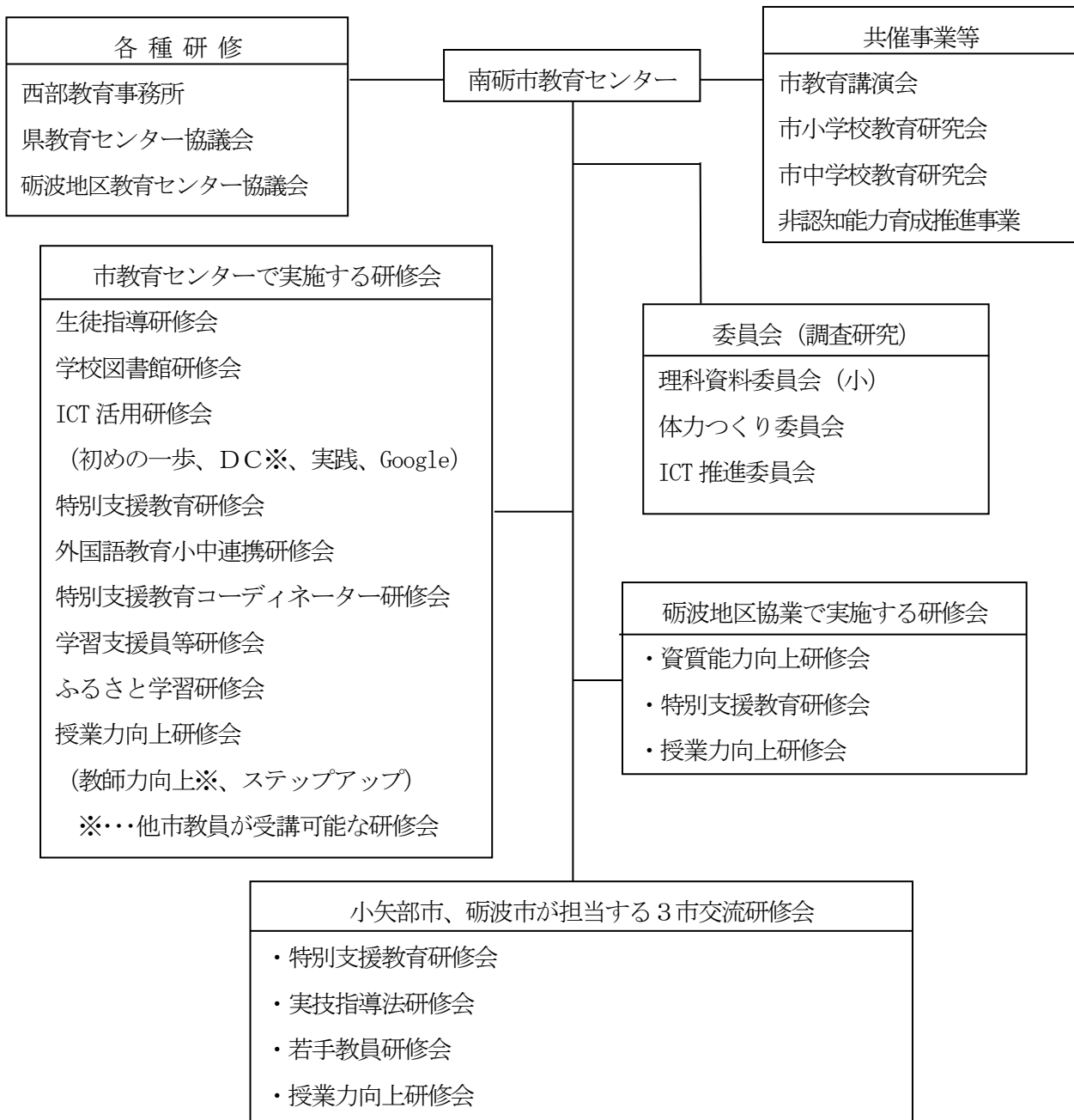
(3) 運営組織図



(4) 委員会組織 (令和8年度)

委員会名	委員長・副委員長	委員
① 理科資料委員会 (小学校)	委員長 澤田 雅恵 (福光南部小 教頭)	4名
② 体力づくり委員会	委員長 石田 雅人 (吉江中 教頭)	8名 (含 派員)
④ ICT推進委員会	委員長 藤田 稔 (福光中 教頭) 副委員長 石崎 宏樹 (福野小 教主)	13名 (含 ITCE)

8 研修組織



11 事業概要

(1) 調査研究事業

番号	事業名	対象	回数	期 日	内 容
1	理科資料	委員	2回	6月～9月	・小学校理科資料「流れる水のはたらき」改訂、印刷（3年分980冊） ○委員長1名、委員4名
2	体力づくり (3年計画 3年目)	委員	2回	6月～12月	・体力づくり対策推進について、中学校校区での課題に対する取組の確認 ・体力調査報告書（事例集）の作成 ○委員長1名、委員8名（含 派遣スポーツ主事1名）
3	I C T推進	委員	3回	5月～2月	・発達段階に応じた情報活用能力の指標の達成確認 ・デジタル・シティズンシップ教育の授業実践 ○委員長1名、副委員長1名、委員13名（含 ITCE 1名）

(2) 研修事業 (協)：地区教育センター協業研修

(交)：南砺市・小矢部市・砺波市の教員も参加可能な3市交流研修 ★：新規

番号	事業名	対 象	実施日時	内 容
1	南砺市教育講演会	全教職員【悉皆】、 保認希望者	4月3日(金) 13:00～16:45	いじめ・不登校等生徒指導課題への理解と対応 講師：上越教育大学 いじめ・生徒指導研究研修センター長 教授 高橋 知己 先生 会場：各学校（オンライン）、 南砺市役所大ホール
2	授業力向上研修会 (教師力向上研修)	研究主任【悉皆】、 教務主任、学年主任等、 希望者	4月21日(火) 15:00～16:30	校内の授業研究を有意義にするための事前・事後研のもち方 講師：南砺市教育委員会 教育長 松本 謙一 先生 会場：南砺市役所大ホール
3	学校図書館研修会 【中央図書館と共催】 (2回開催)	学校図書館担当教諭、 学校司書助手【悉皆】、 図書館職員、希望者	①4月22日(水) 10:30～11:00 ②12月9日(水) 午後	図書館・学校図書館との授業における連携(仮) 会場：①オンライン ②南砺市役所大ホール
4 ★	生徒指導研修会	全教職員【悉皆】	4月27日(月) 16:00～16:30	児童生徒への初期聴取の方法 講師：富山県警察本部 刑事企画課 適正捜査指導係 会場：各学校（オンライン）
5	I C T活用研修会 (初めの一步研)	初任者教員【悉皆】、 南砺市初任勤務教員、 希望者	4月28日(火) 15:30～16:30	I C T活用の基礎 講師：南砺市教育センター ITCE 林 秀次 先生 会場：南砺市役所大ホール※悉皆者以外はオンライン可
6 ★	通級指導教室研修会	通級担当教員【悉皆】、 希望者	5月21日(木) 15:00～16:30	通級指導教室の運営と支援の充実(仮) 講師：西部教育事務所 特別支援教育指導員 会場：南砺市役所大ホール
7	外国語教育小中連携研修会 (2回開催)	英語専科(または担当)教員、 外国語担当教員英語教員 各校1名以上(兼務者は両校の出席とみなす)	①5月26日(火) 15:00～16:30 ②10月28日(水) 15:00～16:30	9年間を見通した外国語教育の在り方 講師：①②西部教育事務所 指導主事 会場：南砺市役所大ホール

8 (交)	授業力向上研修会 (教師力向上研修) 担当：南砺市	地区保・認・幼・ 小・中・義教職員 希望者 ※幼小接続研修会 を兼ねる	① 5月20日(水) ② 6月24日(水) ③ 9月2日(水) ④11月19日(木) 15:00～16:30	子供主体の活動を支える～2年生活科「わたしは小さなおひやくしょうさん」の実践から～ 講師：南砺市教育委員会 教育長 松本 謙一 先生 会場：①井波小学校②福光南部小学校 ③福光東部小学校④福野小学校
9	特別支援教育コー ディネーター研修 会①③	①③小・中・義教 頭、特別支援教 育コーディネー ター【悉皆】	①6月4日(木) 15:00～16:30 ③11月24日(火) 15:00～16:30	特別支援教育コーディネーターの資質向上 を目指して 講師：西部教育事務所 特別支援教育指導員 となみ総合支援学校 特別支援教育コーディネーター 会場：南砺市役所大ホール
10 (交)	I C T活用研修会 (DC研) 担当：南砺市	各校2名以上 (ICT推進委員 【悉皆】、 希望者)	6月17日(水) 13:30～16:30	デジタル・シティズンシップの授業 講師：一般社団法人メディア教育研究室 代表理事 今度 珠美 先生 会場：城端小学校(低学年、中学年)
11	学習支援員等研修 会 (スタディ・メイト、学 びっこサポーター、校内 (市)教育支援センター 指導員等)	学習支援員、 ★【3年に1回以 上悉皆。今年度 は1年目】 教職員希望者	6月22日(月) 14:00～15:30 ※小教研6月部会 の日	特別な支援を必要とする子供への支援と対応 講師：県総合教育センター 教育相談部 研究主事 会場：南砺市役所大ホール
12 ★	幼保小接続研修会 【こども課と共催】	保・認・小・義接 続担当者【悉 皆】、低学年担 当者、希望者	7月7日(火) 午後	幼保小の円滑な接続のために(仮) 講師：県幼児教育センター接続スーパーバイザー 会場：南砺市役所大ホール
13	ふるさと学習研修 会 (兼)NYT道場	各校1名以上 (南砺市初任勤務 教職員及びNYT 会員、希望者)	7～8月	ふるさと学習の「材」の発見 会場：城端地域(予定)
14 (協)	特別支援教育研修 会(1) (兼)特別支援教育 コーディネーター 研修会② 担当：小矢部市	地区小・中・義特 別支援教育コー ディネーター【悉 皆】、希望者 市内特支級担当5 年未満【悉皆】、	7月28日(火) 14:30～16:30	通常級における特別な支援を要する子供の 対応について(仮) 講師：富山大学 教授 和田 充紀 先生 会場：小矢部市民交流プラザ
15 (交)	若手教員研修会 担当：小矢部市	地区小・中・義30 歳以下の教職員 及び希望者	7月31日(金) 14:30～16:30	自分も相手も大切にするコミュニケーション 講師：小矢部市民図書館 館長 瀬戸 広美 先生 会場：小矢部市民交流プラザ
16 (協)	資質能力向上研修 会 (学校運営・学級経 営研修会) 担当：南砺市	地区小・中・義教 職員希望者 市内各校2名以上 (管理職、教務主 任、研究主任、 希望者)	8月5日(水) 13:30～16:30	新学習指導要領と学校マネジメント(仮) 講師：静岡大学 名誉教授 梅澤 収 先生 会場：南砺市地域包括ケアセンター
17	災害を含む緊急時 の子ども支援研修 【主催：医療課】	各校1名以上 【悉皆】	8月17日(月) 10:00～16:00	緊急時の子ども支援コーディネーター育成 研修 講師：全国災害ボランティア支援団体ネッ トワーク(JVOAD) 会場：南砺市地域包括ケアセンター

18 (協)	授業力向上研修会 担当：砺波市	地区小・中・義教 職員希望者 市内各校1名以上	8月18日(火) 14:00～16:30	情報活用能力 講師：放送大学 准教授 小林 祐紀 先生 会場：砺波市立出町小学校
19 (交)	授業力向上研修会 (ふるさと教育) 担当：小矢部市	地区小・中・義教 職員希望者	8月19日(水) 8:40～12:10	知らない小矢部を発見しよう 講師：県文化財保護指導委員 山本 善継 先生 会場：小矢部市内
20 (交)	実技指導法研修会 担当：砺波市	地区保・認・ 小・中・義教職 員希望者	8月21日(金) 14:00～16:30	音楽指導に関する研修会【器楽指導】 講師：音楽推進協議会 東海北陸支部顧問 黒田 真由美 先生 会場：砺波市立砺波東部小学校
21	理科教育講座（自然観察） 【連携研修事業】	小・中・義教職 員希望者 市内各校1名以上 【悉皆】 (理科資料委員 及び希望者)	9月25日(金) 13:30～16:30	理科教育講座（自然観察） 講師：県総合教育センター科学情報部 会場：福光中部小学校
22	とやま呉西圏域連 携事業「ICT 教育 環境に関する調 査・研究」	呉西地区小・中・ 義教職員 市内各校1名以上 【悉皆】 (ICT 推進委員、 希望者)	10月30日(金) 14:55～16:35	ICTを活用した授業改善（仮） 講師：慶應義塾大学グローバルリサーチインスティテュート 特任教授 梅嶋 真樹 先生 会場：高岡市立学校 ※オンライン可
23 (交)	特別支援教育研修 会(2) 担当：砺波市	地区保・認・幼・ 小・中・義教職員	11月26日(木) 14:30～16:30	不器用な子供への理解や対応、学校や教室 でできる合理的な配慮 講師：県作業療法士会 作業療法士 渡邊 純子 先生 会場：砺波まなび交流館
24	授業力向上研修会 (ステップアップ研修)	7～9年次教職 員、希望者	5～1月 ※希望日から 調整	助言者との授業構想、公開授業・事後研修 会を通して、授業力向上を目指す (7～9年次教職員等) 会場：市内各小・中・義務教育学校
25 ★	ICT活用研修会 (実践研)	小・中・義教職員 希望者 ※校内研に位置付 けるなど参加を工 夫する	①5月28日(木) ②6月3日(水) ③6月11日(木) ④6月18日(木) ⑤7月15日(水) ⑥9月1日(火) ⑦9月30日(水) ⑧11月6日(金) 16:00～16:30 ※⑤のみ 15:30～16:30	ICT活用の実践 講師：南砺市教育センター ITCE 林 秀次 先生 会場：各学校（オンライン） ①福光中部小学校 ②福光中学校 ③福光東部小学校 ④井波中学校 ⑤南砺つばき学舎 ⑥福野中学校 ⑦吉江中学校 ⑧福野小学校
26	ICT活用研修会 (Google 研)	小・中・義教職員 希望者、ICT 支援 員	①7月14日(火) 13:30～16:30 ②未定	Google Workspace for Education の活用 講師：Google 派遣講師 会場：南砺市役所大ホール
27 ★	非認知能力育成推 進事業	小・中・義教職員		未定

	【市教委共催】			
28	国内長期研修	推薦【2名】	3か月以内	城端小学校 土倉 美香 教諭 城端中学校 塚原 平馬 教諭
29	国内短期研修	推薦【15名】	6～1月	個人の計画による

(3) サービス・援助事業

番号	項目	対象	期日	内容
1	南砺市地域連携教育事業	小・中・義務教育学校	随時	・他校との合同学習への支援
2	校外学習	小・中・義務教育学校	随時	・バス借り上げ、見学場所への連絡・調整
3	科学展覧会	小・中・義務教育学校	審査 9月11日(金) 表彰式 13日(日) 展示 12日(土)～13日(日) 搬出 14日(月)朝	・市科学展覧会の開催 会場：ミントウ井波文化ホール ・県科学展覧会への出展
4	教材・備品貸出	小・中・義務教育学校 関係機関	随時	・教材、図書の貸出 ・小学校外国語活動用資料等の貸出 ・マイクロビット教材の貸出 ・AEDの利用申込
5	センターだより	小・中・義務教育学校 関係機関	随時	・「教育センターだより」の発行(年3回) ・ホームページの更新
6	教材・教具斡旋・紹介	小・中・義務教育学校	随時	・ヒメダカの斡旋(5月) ・研修会資料等の紹介
7	月行事予定の作成	小・中・義務教育学校	毎月	・市内学校の行事予定のとりまとめ(各校で共通フォルダに書き込む)
8	研修申込・調査等の集計	小・中・義務教育学校	随時	・県教委、教育センター等の研修申込申請のとりまとめ ・依頼調査等の集計
9	「履歴を活用した対話に基づく受講奨励」の補助	小・中・義務教育学校	4月	・受講奨励のための補助資料「令和8年度の教育センター研修一覧」の作成・送付
10	チーム担任制の推進	小・中・義務教育学校	・資料送付4月 ・取組状況アンケート1月	・新任者、新小学1年生保護者に「チーム担任制」に係る資料送付 ・取組状況アンケートの作成と報告
11	NYT道場(若手教師道場)	保・認・小・中・義6年次までの教職員	5月～12月 年間3回実施予定	・NYT運営委員への支援
12	ICTサポートプロジェクト	小・中・義務教育学校	5月～1月	・ICT機器を活用した授業への助言や支援 ・校内研修の支援 ・デジタル・シティズンシップ教育の推進支援 ★校内ICT担当者育成支援 ★学校支援

(4) 市教育委員会等との連携事業 ★：新規

番号	項目	対象	期日	内容
1	小中一貫教育の推進	小・中・義務教育学校	R9.2.26(金)までにデータで報告	・各中学校区の「小中一貫教育取組状況」の報告の集約
2	ふるさと学習の推進	小・中・義務教育学校	7～8月	・「ふるさと学習研修会」の企画、運営
3	コミュニティ・スクール設置に向けた支援	小・中・義務教育学校	随時	・小・中学校長会と連携したコミュニティ・スクール設置に向けた支援
4	こどもの居場所説明会【小矢部市と共催】 【市教委・こども課】	保・認・小・中・義務教育学校及び保護者 市内小・中・義各校1名以上【悉皆】	6月10日(水) 15:30～16:35 津沢コミュニティプラザ	・市内及び近隣のフリースクール等が、各自の施設の運営方針や事業内容を説明する場の企画・運営
5	幼保小連携の推進 【市教委・こども課】	保・認・小・中・義務教育学校	・連絡会1学期 ・研修会5～11月	・幼保小接続担当者連絡会の実施 ・幼保小接続に関する研修会の実施(教師力向上研修、幼保小接続研修) ★保・認・小・中・義の授業公開日(学校訪問等) 予定の情報共有

(5) 教育相談事業

番号	項目	期日	内容
1	教育相談	随時	○ 相談・悩み相談、関係機関との連携 南砺市教育センター(南砺市役所別館4階) 相談専用電話 0763-52-6315 教育支援センター「いおう教室」 相談専用電話 0763-52-5593
2	クローバー相談会 <子育て全般に関する相談>	毎回10:00～15:00 ①5月9日(土) ②6月6日(土) ③8月1日(土) ④9月12日(土) ⑤11月7日(土) ⑥12月5日(土) ⑦1月23日(土) ⑧2月27日(土)	○ 保護者向け子育て相談 助言者：公認心理師・臨床心理士 大浦 暢子 先生 会 場：なんとエナジー文化創造センターヘリオス ②③⑤⑦ 福光福祉会館 ①④⑥⑧
3	教育支援センター 「いおう教室」	随時	○ 不登校児童生徒への支援・指導 場所：南砺市城端1046番地 旧城端庁舎2階 時間：月曜日から金曜日まで 9:00～15:00 長期休業中は、学校に準ずる。

4	スクールソーシャルワーカー活用事業	随時	<p>○ 困難を抱える児童生徒への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 小・中・義務教育学校支援 (ケース会議、担任支援、児童生徒観察等) ② 家庭訪問 ③ 保護者を交えた関係者会議 ④ 保護者面談 ⑤ 児童生徒支援・面談 ⑥ 関係機関との連携 ⑦ 保護者との電話相談 (メールを含む)
5	特別支援教育コーディネーター活用事業	随時	<p>○ 特別な支援を必要とする児童生徒への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 小・中・義務教育学校支援 (ケース会議、担任支援、児童生徒観察等) ② 保護者を交えた関係者会議 ③ 保護者面談 ④ 児童生徒支援・面談 ⑤ 関係機関との連携 ⑥ 保護者との電話相談 (メールを含む)

施設案内図



○南砺市教育センター条例

平成 16 年 11 月 1 日
条例第 88 号

(設置)

第 1 条 市の教育の振興を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 30 条の規定に基づき、教育センターを設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 教育センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 南砺市教育センター
- (2) 位置 南砺市荒木 1550 番地

(事業)

第 3 条 南砺市教育センター(以下「教育センター」という。)は、市教育の振興を図るため、次の事業を行う。

- (1) 教育関係職員の研修に関する事。
- (2) 教材及び資料の作成及び配布に関する事。
- (3) 学習指導の研究、指導及び援助に関する事。
- (4) 教育の理論及び実践に係る調査及び研究に関する事。
- (5) 教科書研究に関する事。
- (6) 生徒指導の充実強化に関する事。
- (7) 教育相談に関する事。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(職員)

第 4 条 教育センターに所長及び必要な職員を置く。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 30 日条例第 13 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 19 日条例第 3 号)抄

この条例は、南砺市役所の位置を変更する条例(平成 30 年南砺市条例第 34 号)の施行の日(令和 2 年 7 月 1 日)から施行する。

○南砺市教育センター条例施行規則

平成 16 年 11 月 1 日
教育委員会規則第 16 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、南砺市教育センター条例(平成 16 年南砺市条例第 88 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(運営委員会)

第 2 条 南砺市教育センター運営のため、運営委員会を置く。

2 運営委員は次に掲げる者のうちから南砺市教育委員会が委嘱する。

- (1) 所管に属する学校職員
- (2) 教育委員会事務局職員
- (3) 教育研究団体に所属する者
- (4) 学識経験者

3 任期は、1 年とする。

(委員長)

第 3 条 運営委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者が職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会は委員長が招集する。

2 委員長は委員会を開催するときは、あらかじめ日時、議題等を、委員に通知する。

(庶務)

第 5 条 委員会の庶務は、教育センターにおいて処理する。

(その他)

第 6 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第 2 条の規定にかかわらず、平成 17 年 3 月 31 日までとする。

3 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 8 年 2 月 12 日規則第 3 条)抄

○南砺市教育支援センター設置要綱

令和5年3月15日
教育委員会告示第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、多様な要因・背景により、結果として不登校状態になっている児童生徒(以下「不登校児童生徒」という。)に対し、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談及び指導を行い、その社会的自立に資するため、南砺市教育支援センター(以下「センター」という。)の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 いおう教室
- (2) 位置 南砺市城端1046番地

(所管)

第3条 センターの所管は、南砺市教育センター(以下「教育センター」という。)とし、センターの代表者は、南砺市教育センター所長(以下「所長」という。)とする。

(対象者)

第4条 センターに入級できる者は、南砺市立の小中学校及び義務教育学校に在籍する不登校児童生徒とする。

2 前項に規定するもののほか、南砺市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認める者も対象とする。

(指導者)

第5条 センターに教育指導員(以下「指導員」という。)を置く。

2 指導員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 教員経験を有する者
 - (2) 教育委員会が適当と認める者
- 3 指導員は、不登校児童生徒の在籍校及び関係機関と連携してセンターの運営にあたる。
- 4 指導員は、不登校児童生徒の学校復帰後も、必要に応じて継続的に支援を行う。
- 5 指導員は、所長が必要と認める会議に出席し、必要に応じて運営状況を報告するものとする。

(開設日及び時間)

第6条 センターの開設日及び時間は、次のとおりとする。ただし、所長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 開設日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、南砺市立学校管理規則(平成16年南砺市教育委員会規則第10号)に規定する休業日は、開設しないものとする。
- (2) 開設時間は、午前9時から午後3時までとする。

(事業内容)

第7条 センターは、南砺市立の小中学校及び義務教育学校の生徒指導主事、スクールカウンセラー(以下「SC」という。)、スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」という。)、南砺市教育センターのSSW、特別支援教育コーディネーター等と連携し、次に掲げる事業を行う。

- (1) 不登校児童生徒の教育相談に関すること。
- (2) 社会的自立を図るための指導及び援助に関すること。
- (3) 不登校児童生徒に関する情報収集及び調査研究に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めること。

(運営委員会)

第8条 前条の事業の具体的な実施運営に関する事項は、南砺市教育センター運営委員会(南砺市教育センターの運営、事業計画、その他必要な事項について協議する委員会、所管に属する学校職員、教育委員会事務局職員、教育研究団体に所属する者、学識経験者、その他教育委員会が必要と認める者をもって構成するものをいう。)において定期的に協議する。

(入級又は退級の申請)

第9条 センターへの入級又は退級を希望する不登校児童生徒の保護者は、教育支援センター入級・退級申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を在籍校の学校長(以下「学校長」という。)に提出するものとする。

2 学校長は、申請書が提出されたときは、教育支援センター入級・退級申請報告書(様式第2号。以下「報告書」という。)に当該申請書を添えて所長に提出するものとする。

3 不登校児童生徒が複数年度にわたり入級する場合は、毎年度、入級の申請を行うものとする。
(入級又は退級の決定)

第10条 所長は、報告書の提出があったときは、その内容を審査し、その審査の結果、入級又は退級が必要と認められるときは、教育支援センター入級・退級承認書(様式第3号)により学校長に通知し、及び教育支援センター入級・退級承認通知書(様式第4号)により学校長を経由して保護者に通知するものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(南砺市適応指導教室設置要綱の廃止)

2 南砺市適応指導教室設置要綱(平成18年南砺市教育委員会告示第6号)は、廃止する。